

# 青森県報

第三千六百八十二号

平成二十五年  
四月二十二日  
(月曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則… (環境政策課) … 一

### 告 示

行政書士法による指定試験機関の名称変更の届出… (総務学事課) … 一

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定… (障害福祉課) … 二

保安林の指定… (林政課) … 二

### 公 告

建設業者の許可の取消し… (中 南 地 域 民 局) … 二

右 同… (西 北 地 域 民 局) … 三

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表… (事 務 局) … 三

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出… ( 同 ) … 四

政治資金規正法による政治団体の解散の届出… ( 同 ) … 五

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出… ( 同 ) … 五

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出… ( 同 ) … 五

### 公安委員会

警備員指導教育責任者講習 (新規取得講習) の実施… (生 活 安 全 課) … 六

警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施… ( 同 ) … 七

## 規 則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十五号

#### 青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則 (平成十二年六月青森県規則第六十三号) の一部を次のように改正する。

別表第三の十一の項中「の値が七十五」を「に規定する時間帯補正等価騒音レベルが六十二デシベル」に改め、「いつ」の下に「以下同じ」を加え、「当該区域」を「飛行場周辺区域」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第三百三十八号

行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) 第四条の四第二項の規定により、指定試験機関財団法人行政書士試験研究センターから次のとおり名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 変更後の名称

一般財団法人行政書士試験研究センター

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

青森県告示第百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人虹	社会福祉法人虹	社会福祉法人虹	社会福祉法人親泉会	社会福祉法人さつき会	社会福祉法人秋葉会	合同会社おはら愛ブラザ	名 称	指定障害児通所支援事業者
八戸市大字尻内一丁目七番地	八戸市大字尻内一丁目七番地	八戸市大字尻内一丁目七番地	八戸市大字尻内二丁目二番地	八戸市是川二丁目一五番地	八戸市大字河原の二三八	八戸市青葉二丁目一六の一七	主たる事務所在地	障害児通所支援の種類
保育所等訪問支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	名 称	障害児通所支援事業を行う所
こども発達支援センター虹	こども発達支援センター虹	療育センターはとぶい	児童発達支援センターピュアアンこだま	デイケアツタル	児童発達支援センター希望ヶ丘	児童発達支援センターおはら	所 在 地	指 定 年 月 日
八戸市大字尻内三丁目	八戸市大字尻内三丁目	八戸市大字尻内一丁目七番地	八戸市大字十日市塚ノ下の七	八戸市是川二丁目一五番地	八戸市大字河原の二三八	八戸市青葉二丁目一六の一七		平成 二五・四・一
"	"	"	"	"	"	"		

青森県告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字前田字前田山一・二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

建設業者の許可の取消し

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社丸勝運輸

二 代表者の氏名 吹田 誠

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字川部字富岡一の一八九

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第二〇〇四九六号

五 取消年月日 平成二十五年三月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一

般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年三月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年四月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 千葉住建

二 氏名 千葉 菊治

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字福野田字常盤一の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四) 第一一九五四号

五 取消年月日 平成二十五年三月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部  
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党青森県しんわ会支部	桑原 一夫	波打 真彦	青森市浪館前田一丁目二の一	平成二五・三・一五

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新しい青森市をつくる会	小枝 昭	小野 祐司	青森市金沢五丁目二六の一〇	平成二五・三・一四
鹿内ひろしさんの再選をめざす浪岡グループ	古村 一雄	鎌田 広	青森市浪岡大字浪岡字細田一九一の一	二五・三・一七
勝手連・市民のための市政をつくる会	今村 修	三浦 優子	青森市本町二丁目一の一〇	二五・三・一六

青森県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届 月 日 出
自由民主党つち市支部	会計責任者	酒井 敏雄	信原 弘	平成 二五・三・一六
自由民主党青森県八戸市第四支部	主たる事務所の所在地	八戸市小中野三丁目二〇の九	八戸市小中野五丁目一三の二	平成 二五・三・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届 月 日 出
祥友会	会計責任者	塩谷 進	一 郷 誠	平成 二五・三・一五
国民の生活が第一青森県参議院選挙区第1総支部	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体の候補者の氏名及び公職の種類	平成 二五・三・一六
工藤健後援会	主たる事務所の所在地	青森市大字矢田前字本泉二二三の五九	青森市港町二丁目一八の一〇	平成 二五・三・一八

ケンスサポート	主たる事務所	青森市大字矢田前字本泉二二三の五九	二五・三・一八
工藤信政策研究会	会計責任者	工藤 美智子	二五・三・二
恭進会	会計責任者	葛西 憲次	二五・三・三
寺田達也後援会	主たる事務所	五所川原市大字長橋字広野二九七の一	二五・三・三
青森県中小企業団体政治連盟	会計責任者	吉田 隆男	二五・三・一五
三村申吾大間町後援会	主たる事務所	下北郡大間町大字大間字大間七六の二	二五・三・一五
幸福実現党十和田後援会	代表者	大見 義紀	二五・三・一五
清水悦郎同志会	主たる事務所	八戸市小中野三丁目二〇の九	二五・三・一六
太田博之後援会	代表者	太田 寿和	二五・三・一六
工藤真一後援会	代表者	工藤 真一	二五・三・一六
幸福実現党八戸後援会	主たる事務所	八戸市大字鮫町一四上柏木森六の四	二五・三・一六
港町政研会	代表者	葛西 修	二五・三・一六
翠葉会	代表者	葛西 修	二五・三・一六
岡村茂雄後援会	主たる事務所	青森市松森二丁目八の六	二五・三・一六
桜田 明	代表者	市川 仁	二五・三・一六
千葉 岩男	代表者	市川 仁	二五・三・一六
鳴海 久男	代表者	市川 仁	二五・三・一六
溝口 政則	代表者	市川 仁	二五・三・一六
三本菅 亨	代表者	市川 仁	二五・三・一六
齋藤 良平	代表者	市川 仁	二五・三・一六
堀 正義	代表者	市川 仁	二五・三・一六
藤村 義美	代表者	市川 仁	二五・三・一六
目一八の一〇	代表者	市川 仁	二五・三・一六

スクラム385	代表者	小沢環	出貝讓	二五・三・二七
藤本克泰後援会	代表者	三上 召三	千葉 正英	二五・三・二七
小倉尚裕後援会	代表者	山内 起一	平野 六三郎	二五・三・二九
六新会	代表者	種市 治雄	二本柳 正晴	二五・三・二九
会計責任者	村上 大	三上 召三		

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

森光きよし後援会	政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
本堂次彦後援会	平成四・三・二〇	平成五・三・四	
山本富雄後援会	二四・三・三	二五・三・六	
国民の生活が第一青森県参議院選挙区第1総支部	二五・一・一五	二五・三・二	
日本救護団	二四・三・三	二五・三・三	
明日を考える会	二五・三・一〇	二五・三・四	
全国社会福祉政治連盟青森県支部	二五・三・一五	二五・三・八	

越後賢司後援会	二四・三・三	二五・三・二五
三島会	二四・三・三	二五・三・二五
小坂郁夫後援会	二五・三・二七	二五・三・二七
みらい社会	二四・三・三	二五・三・二六
小鹿正義後援会	二四・三・三〇	二五・三・二九
八戸スクラム10	二五・三・二五	二五・三・二九
松本淳司後援会	二四・三・三	二五・三・二九
夢のある未来を拓く町民の会	二四・三・三〇	二五・三・二九

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
工藤 健 議員 (青森市議会)	ケンズサポ ト	主たる事 務所 所在地	青森市大字矢 田前字本泉二 三の五九	青森市港町二 丁目一八の一	平成 二五・三・八
丸野 達夫 議員 (青森市議会)	翠葉会	主たる事 務所 所在地	青森市松森二 丁目八の六	青森市桜川七 丁目一七の七	二五・三・二六

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所 の 在 在 地	届 出 年 月 日
越後 賢司 (八戸市議会 議員)	三島会	越後 賢司	八戸市大字白銀町字 三島上三〇の三	平成 二五・三・二五

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十七号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十五年四月二十二日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

#### 一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習

#### 二 実施期間及び実施時間

平成二十五年六月三日（月）から同月十日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで

#### 三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

#### 四 受講定員

十五人（予定）

#### 五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間  
平成二十五年五月七日（火）から同月十三日（月）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）

(二) 受付時間  
午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り  
受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

2 受講申込書の受付場所



という。)の交付を受けている者

3 検定期則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定期則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定期則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。))に合格した者

5 旧検定期則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。))に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十五年五月八日(水)から同月十三日(月)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込み書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該

当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一 内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------